

(誘導灯に関する基準)

第 44 条 次に掲げる防火対象物には、避難口誘導灯を設けなければならない。(う)(し)(り)

(1) 令別表第 1 (5)項口、(7)項(昼間(日出時から日没時までの間をいう。以下同じ。))のみ使用するものを除く。次号において同じ。)及び(12)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの(う)(し)(り)

(2) 令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち、同表(5)項口、(7)項又は(12)項に掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの(う)(し)(り)

2 次に掲げる防火対象物には、通路誘導灯を設けなければならない。(う)(し)(り)

(1) 令別表第 1 (7)項に掲げる防火対象物(昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。次号において同じ。)で、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの(う)(し)(り)

(2) 令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち、同表(7)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの(う)(し)(り)

3 前 2 項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第 26 条第 2 項各号(第 3 号及び第 5 号を除く。)並びに規則第 28 条の 2(第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項を除く。)及び第 28 条の 3(第 5 項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)(し)(り)

【解説】

本条は、令第 26 条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対して誘導灯の設置基準を規定したものである。

1 第 1 項第 1 号の規定は、令別表第 1 (5)項口、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物は、対象物の構造に関係なく延べ面積が 300 平方メートル以上のものに避難口誘導灯の設置を義務付けたものである。ただし、(7)項に掲げる防火対象物のうち、小学校、中学校(夜間中学校が併設されているものは除く。)等のように、昼間だけしか使用しない防火対象物は避難口誘導灯の設置は要しない。

なお、令第 26 条に基づく誘導灯は、令第 9 条の適用の対象外であり、「棟単位」で規制される。この考え方は、条例においても同様に適用される。したがって、条例第 44 条第 1 項第 1 号に基づく誘導灯の設置義務についても、「棟単位」での規制が適用される。そのため、例えば、令別表第 1 (16)項口に掲げる防火対象物において、(5)項口、(7)項又は(12)項のいずれかの用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²以上であっても、用途部分を対象とする規制ではないため、本条による誘

導灯の設置義務は生じない。

- 2 第1項第2号で規定する「小規模特定用途複合防火対象物」の主旨は、条例第39条と同義である。

第1項第2号において、41号通知の改正前は第1項第1号の規制対象としていた小規模特定用途複合防火対象物に対しては従前と同等の設置基準を想定している。

第1項第2号の「令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物に限る。）」とは、前段により、小規模特定用途複合防火対象物は本規定の対象とすべきであることから、令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち、小規模特定用途複合防火対象物に限定して対象に加える主旨である。

- 3 第1項の規定により設置する誘導灯については、次に掲げる防火対象物又はその部分は、条例第46条の規定を適用して、避難口誘導灯を設けないことができる。

- (1) 令別表第1(5)項口の防火対象物で、次に掲げる場合

ア 開放式の廊下等（避難施設へ通ずる「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）」第2条第9号に規定する基準に適合する開放型廊下又は通路をいう。）に接続した直通階段の出入り口で、次に適合するもの。

(7) 階段の出入り口には、扉を設けていないこと。

(4) 階段には、通路誘導灯または、非常用の照明装置が設置されていること。

(ウ) 居室の出入り口から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できること。

イ 開放式の廊下に接続された屋外直通階段（隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル以上離れているものに限る。）の出入口

- (2) 昼間以外も使用する令別表第1(7)項の防火対象物で、次に掲げる体育館

ア 耐火又は準耐火建築物であること。

イ 体育館の各部分から出入口（直接屋外へ通じるものに限る。）までの水平距離が30メートル以下であること。

- (3) 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られると判断できる場合

- 4 第2項第1号の規定は、第1項の規定により、避難口誘導灯を要しない昼間のみ使用する令別表第1(7)項の防火対象物でも、採光が避難上十分でない場合は、通路誘導灯の設置を要することとしている。また、当該規定は第2項第2号にも共通する規定であること。

なお、「採光が避難上十分であるもの」とは、曇りや雨天のときでも自然光が十分入り、かつ、火災により発生した煙が滞留しないものをいい、中廊下や窓があってもその窓を容易に開閉できない廊下、階段などは、これに含まれない。

- 5 第2項第2号の規定の主旨は、前2と同義である。

- 6 第3項の規定は、本条により設置する誘導灯の技術上の基準については、令第26条第2項各号（第3号及び第5号を除く。）並びに規則第28条の2（第1項第5号、第2項第4号及び第3項を除く。）及び第28条の3（第5項を除く。）の規定の例によることを定めたものである。

(1) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物について

規則第28条の2第1項第5号及び第2項第4号の規定により、避難口誘導灯及び通路誘導灯の設置を要しない場合でも、小規模特定用途複合防火対象物のうち、令別表第1(7)項に掲げる用途に供する部分（第1項第1号及び第2項第1号の括弧書きの規定に該当するものを除く。）の床面積が最も大きく、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものには、規則第28条の2第1項第5号及び第2項第4号に掲げる部分に避難口誘導灯及び通路誘導灯の設置を義務付けるものである。

(2) 令別表第1(5)項ロ又は(12)項に掲げる防火対象物について

規則第28条の2第1項第5号の規定により、避難口誘導灯の設置を要しない場合でも、小規模特定用途複合防火対象物のうち、令別表第1(5)項ロ又は(12)項に掲げる用途に供する部分の床面積が最も大きく、当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものには、規則第28条の2第1項第5号に掲げる部分に避難口誘導灯の設置を義務付けるものである。